

物価高騰緊急対応補助金の受付 を開始します！

令和6年度新宿区介護・障害福祉サービス等事業者物価高騰緊急対応補助金

申請書受付期間

令和7年1月14日(火)～1月31日(金)

食費等の物価高騰の影響を受ける新宿区内の介護サービス事業所の負担を軽減し、利用者へのサービスの水準の維持を図ることを目的として、物価高騰緊急対応補助事業を実施します。

概要

基準日(令和7年1月1日)に新宿区の区域内において運営している事業所に補助します。

居住系	通所系
介護老人福祉施設(地域密着型を含む)	通所介護(地域密着型、認知症対応型を含む)
介護老人保健施設	通所リハビリテーション
特定施設入居者生活介護	小規模多機能型居宅介護(看護含む・通所定員)
認知症対応型共同生活介護	
短期入所生活介護(療養介護含む)	
小規模多機能型居宅介護(看護含む・宿泊定員)	

◆補助期間

令和6年4月～令和7年3月(12ヶ月分)

◆補助対象額・計算方法

居住系サービス事業所 月額3,000円×基準日(令和7年1月1日)の区民登録者数×12月

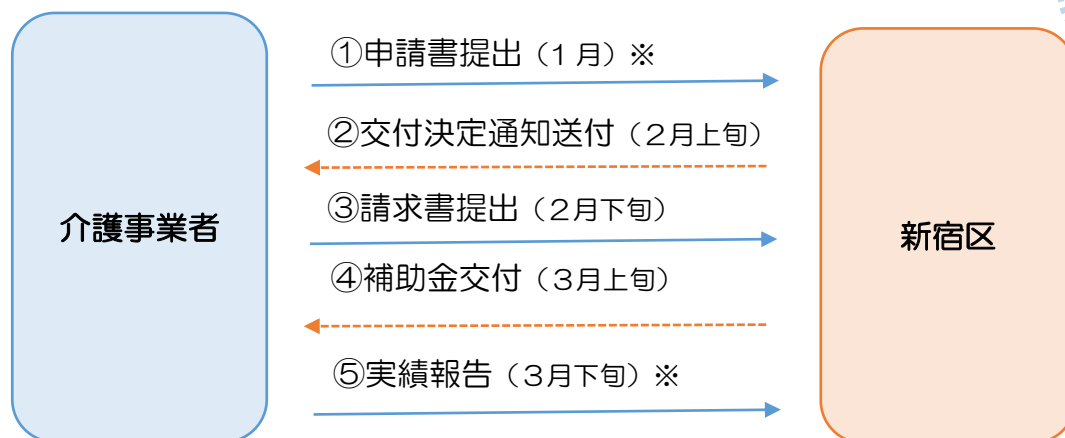
通所系サービス事業所 月額2,000円×基準日(令和7年1月1日)の区民登録者数×12月

ポイント！

これまでの補助金の仕組みを見直し、より使いやすい制度となりました。是非ご活用ください。

- ★基準日で計算するため申請時点で金額が確定します(精算が不要となり、追給や返還金が発生しません。計算も簡潔になりました。)
- ★名簿の提出が1月分のみとなり、提出書類が少なくなりました。
- ★申請書や実績報告書への代表者印の押印を廃止しました。

申請の流れ



◆提出方法

下記住所まで紙媒体でご提出ください

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区福祉部介護保険課推進係 物価高騰対策担当

提出書類はHPからダウンロードできます。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/kaigo01_002054_00002.html

※ダウンロードが難しい場合にはご連絡ください。



◆注意事項

- 申請は事業所毎ではなく、法人単位となります。
- 基準日（令和7年1月1日）以降に開設する事業所は開設日の翌月1日（ただし3月開設は3月1日）が基準日となります。（補助対象期間は開設月からとなります）
- 休止していた期間がある事業所は、その期間を除いた期間となります。
- その他ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

【問合せ先】

新宿区福祉部介護保険課推進係

電話 03(5273)4212 FAX 03(3209)6010

メール kaigo-shitei@city.shinjuku.lg.jp

※メールの件名を「【事業者名】物価高騰対策」としてください

